

7月中旬に 市ホームページ・市政ニュースで詳細

低所得者支援給付金、定額減税について

国の物価高騰対策として、この6月より定額減税と非課税世帯への低所得者支援給付金給付が開始されます。いずれについても内容が複雑で、事務を担当する市や企業などの負担も大きく、始まる前から不満の声が聞こえてきます。

また、電気代・ガス代、食料品などなど、物価高騰は

加速しており、わずかで、1回こっきり、しかも遅い減税や給付では追いつかないとの悲鳴も。

物価高騰対策というなら賃上げと消費税減税、低所得者への手厚い支援こそ必要です。

ニュースでは、それぞれについて現時点で分かっている内容をご紹介します。

令和6年度低所得者支援給付金

対象世帯(支給要件)

*R6年6月3日(基準日)において、西宮市に住民登録があり、新たに世帯全員がR6年度住民税非課税者、または、R6年度住民税均等割のみ課税者(定額減税適用前)。

*R5年12月1日を基準日とした同様の給付金をすでに支給された世帯は対象外です。

*下表の通り、非課税の目安が示されていますが、給付金の支給対象になると思われる世帯には7月中をめどに市からお知らせが届きます。

給付額 1世帯当たり10万円

子育て世帯への加算給付

*上記対象世帯のうち、18歳以下(H18年4月2日以降に出生)の児童がいる世帯に加算給付として児童1人当たり5万円を給付

問い合わせ先

低所得者支援給付金・定額減税補足給付金
専用コールセンター

☎ 0120-583-012 平日9:00~17:00

*なお、非課税に該当するかどうか等の個人情報等は、電話での確認ができません。

(参考) 非課税(相当)限度額の目安について

定額減税

*R6年分所得税・個人住民税について、納税者(R5年中の合計所得金額が1,805万円以下)および扶養親族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税額が控除されます。

給与所得者

*所得税は、6月1日以降最初に支払われる給与等で源泉徴収される税から控除。控除しきれない金額は、以後、R6年中に順次控除。個人住民税は、6月分は徴収されず、定額減税後の税額を7月分からR7年5月分の11か月でならして徴収されます。

年金者

*所得税は、6月1日以降最初に支払われる年金から源泉徴収される税から控除。控除しきれない金額は、以後、R6年中に順次控除。個人住民税は、定額減税前の税額を基に算出された10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降に順次控除。

定額減税補足給付金

*定額減税可能額(例:4万円×4人=16万円)が、R6年分所得税額、個人住民税額を上回る方に、その差額を1万円単位に切り上げて支給。

*給付額は納税義務者に応じて異なるため、対象となる納税義務者には市から給付額を記載した文書を7月上旬に送付される予定となっています。

*所得税分はR5年分の状況から仮算定されるため、R6年分が確定(今年末)した後に給付額に不足があった場合は、追加給付されます。ただし給付時期は未定です。

